

函館市観光誘客促進事業

はこだて割

【事業者向け取り扱いマニュアル】

本事業は、令和3年4月1日（木）から、函館市民限定で予約販売・助成を開始します。
※国のGo To トラベル事業の再開状況に合わせ、予約販売および助成の対象者等を順次拡大する予定です。

対象	市内宿泊施設での宿泊サービスを伴う宿泊旅行商品および交通付き旅行パッケージ商品
助成額	<p>(ア) 宿泊旅行商品 [販売価格 5,000円以上] 1人1泊あたり宿泊料金の 1 / 2 以内の額 （上限10,000円、3連泊まで）</p> <p>(イ) 交通付き旅行パッケージ商品 [販売価格 10,000円以上] 1人1泊あたり定額 5,000円（3連泊まで）</p>
期間	<p>令和3年（2021年）4月1日（木）チェックイン ～ 令和3年（2021年）6月30日（水）チェックアウト分迄 ※ ただし、予算がなくなり次第、予約販売を終了します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における助成制度は、他キャンペーンによる割引との併用を可とします。 ・ 北海道の「新しい旅のスタイル」事業との併用が可能です（函館市民限定）。 ・ Go To トラベル事業の再開後は、本事業との併用が可能です。

1. 対象商品

「はこだて割」の対象となる商品は、下記の通りです。

(1) 商品販売期間

令和3年（2021年）3月30日（火）以降に、新たに販売され、予約されたもの。

- ※ 事務局から助成金の交付決定通知を受領して以降の販売開始となります。
- ※ 上記の期間であっても、助成金の原資がなくなり次第、販売終了となります。

(2) 対象宿泊期間

令和3年（2021年）4月1日（木）チェックインから

令和3年（2021年）6月30日（水）チェックアウト分までとなります。

- ※ 連泊やパッケージ商品で、期間外の日程と重複して予約された場合、上記対象期間内の宿泊分のみが対象となります。

(3) 対象者の限定 ※令和3年（2021年）5月11日（火）時点継続中

新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、「**函館市民限定**」の予約販売・助成とします。

この措置は、函館市または事務局より各事業者へ通知があるまで継続します。

- ※ 全国的な感染状況や、国のGo To トラベル事業の再開状況等に応じ、予約販売および助成の対象者等を順次拡大する予定です。決定次第、事業者へ通知します。

(4) 対象商品と助成額

(ア) 宿泊旅行商品 [販売価格 5,000円以上]

1人1泊あたり宿泊料金の1 / 2以内の額（上限10,000円、3連泊まで）

(イ) 交通付き旅行パッケージ商品 [販売価格 10,000円以上]

1人1泊あたり定額 5,000円（3連泊まで）

令和3年（2021年）4月1日現在、本事業の対象となる事業者、施設の条件については下記の通りです。

(1) 交付対象業種（申請区分）

- ① 市内で宿泊施設を運営する者のうち「旅館・ホテル営業」または「簡易宿所営業」を行うもの
- ② 旅行者（北海道内に本社または支店・営業所等がある者）
- ③ OTA（日本国内に法人格を有し、相応の実績を持つと認められる者）
- ④ 対象事業者として事務局が適当と認める者

(2) サービスを提供する施設の条件

下記のいずれかの取り組みをしていることを条件とします。

- ・ 北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取り組みを実施している者
- ・ 業界団体が示すガイドラインを参考に、感染予防の対策に継続的に取り組む者

※ 宿泊者が安心して宿泊できる環境を提供することが条件となります。

※ 取組が徹底されていない施設は除外となる場合がありますので、感染予防対策の徹底をお願いします。

(3) 交付条件

- ① 函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱の規定を確認し、それに従うこと
- ② 「はこだて割」に係る経費について、帳簿および、すべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと
- ③ 「はこだて割」に関する帳簿および証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。
- ④ 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- ⑤ 市または事務局による各種の報告指示、調査、抜き打ち検査等に協力すること。

3. 助成金の交付

助成金の交付については、下記の通りです。

(1) 参加登録申請について

更新

- ・ 第一次申請： ※※終了しました※※
- ・ 第二次申請： ※※終了しました※※
- ※ 以降の追加申請は実施致しませんのでご注意くださいませ。

(2) 助成金の交付方法

参加登録申請を受理後、函館市と事務局が協議し、助成金の交付額を決定します。
最大限宿泊の増売に寄与する施策とするため、助成金の原資は各事業者へ2回に分けて配分を予定しております。

- 【第1回交付】（3月30日以降順次実施） ※全体予算の7割程度の予定
- ・ 参加登録申請を頂いた事業者ごとに審査のうえ助成金を交付します。
 - ・ 交付決定額については、「助成金交付決定通知書」にてお知らせします。
 - ・ 「助成金交付決定通知書」を受領する前に「はこだて割」商品を販売することはできません。
 - ・ **上記の交付決定額を超えた販売（オーバーストッキング）はできません。**

- 【第2回交付】（4月28日以降順次実施） ※全体予算の3割程度を予定
- ・ 原則として、第1回の助成金配分の割合に応じた再配分を致します。
 - 第2回交付の時期については、全国的な感染状況や、国のGo To トラベル事業の再開状況等を考慮の上、改めて決定します。 —
 - ・ 全事業者への一律の交付は、第2回交付をもって終了します。
 - ・ **5月下旬頃の販売状況を考慮し、助成金交付要綱第10条第2項に定める「助成金額の変更」（追加、減額等）を予定しております。**

更新

3. 助成金の交付

(3) 助成金の執行状況の管理

事務局は、助成金を交付した事業者の進捗状況を報告システムを通じ確認し、助成金を管理します。詳細は、後日アップロード予定の「報告システム操作マニュアル」をご確認ください。

(4) 交付決定額に係る留意事項

① 交付額の減額等について

- ・ 「助成金交付決定通知書」に記載の助成金額は、通知段階では、各事業者への支払額ではありません。
- ・ 事務局は、報告システム等により把握した販売実績や利用予定額の進捗を考慮し、交付決定額の満額の執行が見込めない場合には、通知済みの交付決定額を減額する場合があります。
- ・ その場合には、再度変更後の交付決定額を通知した書面を送付します。

② オーバーブッキングの禁止

- ・ **各事業者へ通知した交付決定額を超えた販売（オーバーブッキング）はできません。**
- ・ 交付決定額の満額を消化することが判明した事業者は、事前にその旨を事務局へ通知下さい。また、満額に達した場合には直ちに「はこだて割」対象商品の販売を停止して下さい。
- ・ 満額に達した場合でも、追加交付等が行われるとは限りませんので在庫設定時にはご留意下さい。

③ 事業者ID番号別の管理

- ・ 交付決定額は、ID番号（施設別、旅行会社別、申請区分別）に紐づき管理されます。
- ・ 同一法人に複数のID番号が付与されている場合であっても、ID番号別（施設別）に助成金を管理および報告するようにお願いします。

(5) 交付決定額の全額取り下げについて

更新

事業の統廃合、施設の閉鎖、販売戦略等の事由で、利用実績が0円のまま、交付決定額の全額を取り下げる場合、「助成金取下申請書」へ記入、捺印し、事務局まで原本を提出する必要があります。「（様式3）助成金取下申請書」は下記の事業者向け公式サイトよりダウンロード可能です。

<https://hakodate-wari.com/biz/>

4. 商品販売のルール

(1) ホテル、旅館、簡易宿所（以下、宿泊施設とする）に配分された原資

【基本的な考え方】

- ・ 宿泊施設が独自の販売手法で直接販売し、予約された商品が対象となります。



	宿泊施設 への電話	宿泊施設 へのFAX	宿泊施設 へのメール	直接訪問 して予約	宿泊施設 独自HP	旅行会社 経由	OTAサイ ト経由
宿泊施設に 配分した原資の 適用範囲	お客様→宿泊施設（直接の予約） ※旅行会社等は介在していない。					お客様→旅行会社等→ホテル	
	○	○	○	○	○	×	×

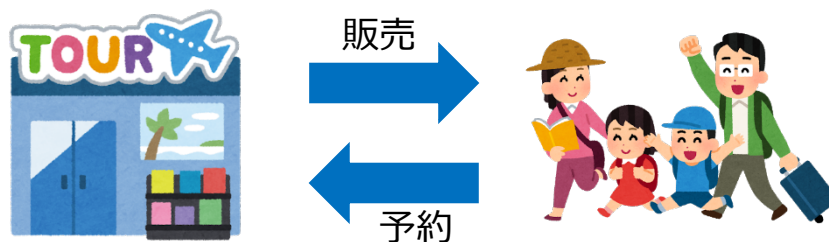
(※) 旅行会社やOTAサイト経由での予約分については、別途、旅行会社・OTAに配分した原資を充当するため、宿泊施設に配分した原資の充当の必要はありません。

4. 商品販売のルール

(2) 旅行会社、OTA（以下、旅行会社等とする）に配分された原資

【基本的な考え方】

- ・ 旅行会社等が自社の保有する販売手法で販売し、予約された商品が対象となります。
- ・ 参加登録申請を済ませていない旅行会社等で販売された商品は対象外となります。



	店頭販売	電話販売 通信販売 FAX	メール	旅行会社 HP	OTAサ仲	ホテルへの直予約
旅行会社等に 配分した原資の 適用範囲	お客様→旅行会社等→ホテル					旅行会社等が介在し ない予約方法
	○	○	○	○	○	×

- (※) 自社の保有する販売手法において提携販売等で他社商品を取り扱う場合も適用となります。
 (例) Aトラベルが、提携販売契約のあるBツアーズの商品を独自の販売手法で販売する。

4. 商品販売のルール

(3) 商品販売に係る留意事項

① 購入回数制限

- ・ 購入回数に制限はありません。

② 連泊予約について

- ・ 対象商品（宿泊旅行商品・パッケージ商品）の購入1回につき3連泊分までの額が上限です。

③ 連泊予約の制限

- ・ 同一の宿泊施設等に係る対象商品を複数回に分けて購入し、実質的に4連泊以上の利用となる場合には、利用途中のチェックアウトの有無に関わらず、利用の初日から起算して3連泊分までに限り助成金の対象とします。

④ 対象外となる商品の一例

- ・ 宿泊先が函館市以外となっている商品
- ・ 日帰り商品（デイクースプランなど）
- ・ 車中泊、キャンプなど宿泊施設を利用しない商品
- ・ 学校行事として実施する宿泊を伴う旅行（例：修学旅行、宿泊研修等）

4. 商品販売のルール

(4) 宿泊者の居住地の限定 (4月1日現在)

「はこだて割」は、感染症拡大状況を踏まえ、「函館市民限定」で予約販売・助成を実施します。令和3年(2021年)4月1日現在、事務局から通達があるまで上記の取扱を継続します。

(5) 宿泊者の居住地の確認

「函館市民」であることの確認については下記の通り取り扱います。

① 予約時

- ・ 予約WEB サイトへの現住所の入力や電話での口頭確認などで確認します。

② 宿泊施設利用時

- ・ **代表者、同行者の別に関わらず、宿泊者全員の現住所がわかる本人確認書類をご提示頂きます。**
- ・ **函館市民であることが確認できない方は助成の対象外となります。**
- ・ 本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、パスポート、その他「函館市民」であることが確認できるものとしします。

※ 本人確認書類に記載の住所が現住所と異なる場合については、当該本人確認書類と併せ、直近(3ヶ月)の公共料金(電気・ガス・水道・固定電話等)の領収証書(現住所及び氏名が記載されたもの)で函館市民であることが確認出来れば助成の対象とします。

※ 保護者同伴の15歳以下(中学生まで)の方については、本人確認書類の提示は不要です。

③ 対象外となるケース

- ・ **同一グループの中で函館市民と函館市民でない方が混在している場合、函館市民のみ対象。** 函館市民でない方は、対象外となります。
- ・ 予約時点で函館市に在住でも、旅行当日に函館市外へ転居している場合は対象外となります。
- ・ その他、宿泊施設利用時に函館市民であることが確認できない場合も対象外とします。
- ・ **対象外となった場合の差額については、「はこだて割」の助成金が適用できないため、各事業者が定める方法にて、お客様ご自身に追加でお支払いいただくこととなります。**

5. 商品造成のルール

はこだて割

(1) 商品造成について

「助成金交付決定通知書」をもとに、当該事業に沿った商品造成を行い販売していただきます。

(2) 助成金適用額の規定

① 宿泊旅行商品（下記のすべての条件を満たしていることが必要です。）

- ・ 1人1泊あたりの販売価格：5,000円（税込）以上の商品
- ・ 1人1泊あたり1/2以内の額（※）を助成
- ・ 1泊あたりの上限 10,000円
- ・ 1予約につき3連泊まで（=最大1人あたり：30,000円まで）

※ 基準となる販売価格は、サービス料・諸税等を含んだ金額から算出して構いません。

※ 宿泊旅行商品については、「1/2以内の額」という条件で販売頂いており、各社の販売上の都合により、1,000円未満切捨てなど、1/2ちょうど額でなくても販売は可能ですが、その場合、お客様へ正確な助成額、支払額のご案内を徹底願います。

② パッケージ商品（下記のすべての条件を満たしていることが必要です。）

- ・ 1人あたりの販売価格：10,000円（税込）以上の商品
- ・ 1泊おひとり様につき、定額で5,000円
- ・ 1予約につき3連泊まで（=最大15,000円まで）

※ 基準となる販売価格は、サービス料・諸税等を含んだ金額から算出して構いません。

※ 助成金等の割引適用額の合計が販売価格と同額もしくは上回る事が無いように設定をお願いします。

※ 複数の宿泊地が含まれるパッケージ商品への割引適用は可能ですが、その場合、「はこだて割」は函館市内に宿泊する日程にのみ適用します。

（例） 3泊4日の周遊型パッケージ商品（1泊目札幌、2～3泊目函館） → 2～3泊目の函館泊（2泊分）のみが対象

5. 商品造成のルール

(3) 助成金適用額に係る留意事項

① 端数の取り扱いについて（宿泊旅行商品）

- ・ 宿泊旅行商品において、1/2以内の額に小数点以下の端数が生じる場合、切捨てで対応します。

(例1) 1人1泊につき、5,005円（税込）の商品の場合の助成金額
 $5,005\text{円（税込）} \times \frac{1}{2} = 2,502.5\text{円}$

(正しい計算) 助成金額は【2,502円】、お客様のお支払い実額は【2,503円】となります。

(誤った計算) 助成金額の端数を四捨五入（または切上げ）する。

(例2) 2人1室で、10,010円（税込）の商品の場合の助成金額
助成金額の算出は、あくまでも1人あたりのご旅行代金が基準のため
 $10,010\text{円（税込）} \times \frac{1}{2} = 5,005\text{円}$ （←1人あたりご旅行代金：基準額）
 $5,005\text{円（税込）} \times \frac{1}{2} = 2,502.5\text{円}$

(正しい計算) 助成金額は1人あたり【2,502円】、2人分の助成金額は【5,004円】となり
お客様（2人分）のお支払い実額は【5,006円】となります。

(誤った計算) 1人あたりの助成金額の端数を四捨五入（または切上げ）する。

(誤った計算) 2人分の総額である、10,010円を2分の1として、助成金額を算出し
お客様2人分のお支払い実額を【5,005円】とする。

※ 助成金額の算出は、あくまでも1人あたりのご旅行代金が基準です。

5. 商品造成のルール

(3) 助成金適用額に係る留意事項

② 1/2以内の額の設定について（宿泊旅行商品）

- ・ 宿泊旅行商品の助成金額の上限である「1/2以内の額」については、事業者のシステムによる制約や販売戦略に応じて、「1/2」を超えない範囲で下記の例のように設定することも可能です。

(例3) 1名1泊につき、5,550円（税込）の商品の場合の助成金額
 $5,550円（税込） \times \frac{1}{2} = 2,775円$

(正しい計算) 1/2の【2,775円を助成】 → お支払実額は【2,775円】（←基本）

(正しい計算) 一の位を切り捨て【2,770円を助成】 → お支払実額は【2,780円】

(正しい計算) 十の位以下の切り捨て【2,700円を助成】 → お支払実額は【2,850円】

(正しい計算) 百の位以下の切り捨て【2,000円を助成】 → お支払実額は【3,550円】

(正しい計算) 事業者が設定する任意の額【2,500円を助成】 → お支払実額は【3,050円】

- ・ お客様は、「1/2以内の額」 = 「1/2の額」と認識する場合があります。
 事業者が上記の例のように端数の切り捨てや事業者が設定する任意の割引額で販売する場合、予約時にお客様が識別可能な方法（例：HP、チラシへの記載等）で周知して下さい。

(※文例)

〇〇トラベルでは、「はこだて割」の助成金額の「1/2以内の額」について、システムの都合上、百の位以下の端数を切り捨てた額を助成しております。

実際の助成金額、お客様お支払実額については、インターネットの予約画面、予約確認メールに記載しておりますのでご確認下さい。

5. 商品造成のルール

はこだて割

(4) 商品造成時の明示・周知義務

下記のすべての情報をお客様へ明示・周知したうえで、募集・販売を行ってください。

- ・ 「はこだて割」を利用した商品であること ※ロゴの表示義務はございません。
- ・ 助成金適用前の**商品販売価格**（消費税・サービス料を含む額としても構いません。）
- ・ **助成金額**（＝実際の割引額）
- ・ **お支払い実額**（＝お客様がお支払になる額）
- ・ 取消料に関する考え方（取消料に助成金を充当できない旨の明示）

(5) 明示・周知義務に係る留意事項

適切な明示・周知の手段については下記をご確認下さい。

（インターネット予約の場合）

- ・ 予約画面、および、予約確認メール等で**実際の金額を明示することが求められます。**
「1/2以内の額が割引になります」という文言だけで、実際の助成金額（＝実際の割引額）、お支払い実額（＝お客様がお支払になる額）が正確に判読できないものは不十分です。
- ・ 特に、**プラン・日付別に商品販売額が変動する商品は、変動後のすべてのパターンの金額を明示して販売を行っていただくようお願い致します。**
- ・ 各事業者の予約システムの都合などで、**上記の周知が不足すると考えられる場合には、お客様の予約を確認次第速やかに、各事業者がお客様へ個別メールや電話等の手段により、上記と同様の内容をご案内するようお願い致します。**

（紙媒体）

- ・ 上記の内容（詳細の金額）を紙媒体（例：チラシ・広告等）に明示下さい。

（電話予約の場合）

- ・ 上記の内容（詳細の金額）を予約確認時にお電話で周知下さい。

5. 商品造成のルール

はこだて割

(6) 北海道の「新しい旅のスタイル」事業との併用

- ・ 函館市民限定で「はこだて割」との併用を可とします。
- ・ 併用時においても、それぞれのキャンペーン名称・割引額をお客様へ正しく明示して下さい。
- ・ いずれの条件も併用先（相手）の事業の要綱等で併用可否や適用条件をご確認下さい。
- ・ 併用時の取扱い方（順序）については、下記の通りに定めます。

① 宿泊旅行商品

【併用順序】規定あり

国・地方公共団体の
他の割引・助成事業



「はこだて割」
1/2 以内の額

- ・ 国・地方公共団体の割引・助成事業による割引が先となり、割引・助成後の額を基準としてそこから「はこだて割」の1/2以内の額の助成を行います。
- ・ 1人1泊あたりの販売価格の下限値（5,000円以上）については、「新しい旅のスタイル」および「はこだて割」の割引・助成前の額が基準となります。

(例3) 1人1泊につき、販売価格5,000円（税込）の商品の場合の併用

(正しい計算) 「新しい旅のスタイル」事業の最大半額の助成 ($5,000円 \times \frac{1}{2} = 2,500円$)
→ 割引・助成後の額【2,500円】を基準に「はこだて割」の1/2以内の助成を実施。
($2,500円 \times \frac{1}{2} = 1,250円$)
お客様のお支払い実額は【1,250円】となります。

(誤った計算) 「新しい旅のスタイル」事業の最大半額の助成 ($5,000円 \times \frac{1}{2} = 2,500円$)
→ 当初の【5,000円】からさらに「はこだて割」の1/2以内の助成を実施。
お客様のお支払い実額は【0円】となります。

- ・ 上記の併用順番で販売できない場合、併用しての販売はできませんので「はこだて割」単独での販売をお願い致します。

5. 商品造成のルール

(6) 北海道の「新しい旅のスタイル」事業との併用

② パッケージ商品

【併用順序】規定なし

国・地方公共団体の
他の割引・助成事業



「はこだて割」
定額助成

「はこだて割」
定額助成



国・地方公共団体の
他の割引・助成事業

- ・ 販売する各旅行会社、OTAの商品造成上の都合に応じ、どちらでも設定可能となります。

(7) G o T o トラベルとの併用

- ・ 「はこだて割」との併用を可とします。
- ・ 併用時においても、それぞれのキャンペーン名称・割引額をお客様へ正しく明示して下さい。
- ・ いずれの条件も併用先（相手）の事業の要綱等で併用可否や適用条件をご確認下さい。
- ・ 併用時の取扱い（順序）については、(6)の取扱いに準じます。

(8) 国・北海道の割引・助成事業以外のその他の割引との併用

- ・ 原則として「はこだて割」との併用を可とします。
- ・ その他の諸条件は、(6)に記載の内容に準じるものとします。

(9) 旅行代金に含めてはいけないもの

下記のものを旅行代金に含む商品は、「はこだて割」の対象外となります。

① 換金性の高いものを含む商品

- ・ 金券類（例：QUOカードやビール券・おこめ券・旅行券や施設が発行する商品券等）
- ・ 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・ 収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

（例：市内飲食店の食事利用券、市電・バス等のフリー乗車券などが付帯されたプラン等）

- ※ 朝食や夕食が付帯された宿泊商品において、ホテル内外の提携の飲食店において食事が提供されるプランについては、「はこだて割」の対象となりますが、その場合は、あらかじめ当該宿泊施設が提供飲食店との協議のもとで提供するメニューを定め、利用日が明確にされた「朝食券」や「夕食券」のような形でお客様へご案内下さい。利用日が限定されていない券や、「1,000円券」のように利用目的が特定されない形での付帯は、宿泊者以外の利用や転売の可能性があるため、「はこだて割」の対象外と見なします。

6. 事業の停止と取消料に関する取扱

(1) 感染症に関連した事業の停止

下記の場合には、対象外の決定や事業停止を判断する場合があります。

- ① 国による緊急事態宣言等の発令期間中
- ② 北海道の警戒ステージ5（道外との往来自粛，全道の外出自粛）の発令期間中
- ③ 函館市が、地域の往来の抑制および外出の自粛等を発令している期間中
- ④ 宿泊者の居住地が、地域の往来の抑制および外出の自粛等を発令している期間中

(2) その他の事由における事業の停止

- ① 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- ② その他、事務局が不相当と認めるもの

(3) 取消料に関する取扱い【原則】

後述の(4)の場合を除き、原則として下記の通りとします。

- ・ 市または事務局が「事業停止」を発表しない前のキャンセル・取消については、各事業者がそれぞれの約款等に基づき定め、事前にお客様へご案内している取消料基準に従って取消料を収受する（できる）ものとします。
- ・ 取消料は、「助成金割引額」を減じる前の「旅行代金」から起算します。
- ・ 上記の取消料には、「はこだて割」の交付額を充当できません。
- ・ 予約・販売時に「はこだて割」の交付額が取消料に充当できない旨を、必ずお客様へご案内下さい。
- ・ **間際の取消などでは、取消料が「お支払い実額」を上回る可能性があります。**

(4) 取消料に関する特別な取扱いについて

上記、(1)に記載した感染症に係る事業の停止等の場合には、取消料収受に関する特別な取扱いを行う場合があります。その場合には、別途事務局より取扱方について通知致します。

7. 助成金交付後の各種取扱

(1) 助成金の利用予定・利用実績の報告（週次報告）について【必須】

- ・ 助成金を適切に運用するため、事務局で各施設、旅行会社等の販売状況を定期的に確認します。
- ・ 交付決定事業者には、報告システムのURLをお送りしますので、利用実績の有無に関わらず毎週日曜日までに【利用予定報告】・【利用実績報告】の更新作業をお願い致します。
- ・ **詳細につきましては、別途「報告システム操作マニュアル」をご確認ください。**
マニュアルは下記の事業者向け公式サイトよりダウンロード可能です。
<https://hakodate-wari.com/biz/>

(2) 助成金の最終実績報告（月次報告）について【必須】

- ・ **「最終実績報告書」を下記の期日までにアップロード頂きます。**
- ・ **アップロードの操作方法につきましては、「報告システム操作マニュアル」をご確認ください。**

【報告スケジュール】 下記の3回に分けてアップロードをお願い致します。

「4月1日～4月30日分」	→	5月15日（土）締切
「5月1日～5月31日分」	→	6月15日（火）締切
「6月1日～6月30日分」	→	7月15日（木）締切

【最終実績報告書の内容】

- ・ 様式は、市が指定する「（様式1）函館市観光誘客促進事業「はこだて割」最終実績報告書」となります。事業者向け公式サイト（<https://hakodate-wari.com/biz/>）よりダウンロードが可能です。「函館の冬割」で使用したエクセルシートとは異なりますのでご注意ください。

(3) 助成金の審査・助成額の確定について

- ・ 上記(2)に定める締切日以降、「最終実績報告書」の提出があった事業者の審査を行います。
- ・ 期日までに「最終実績報告書」の提出がない場合は、審査に時間を要する場合があります。
- ・ 月毎の助成金の確定額は、「助成金交付額確定通知書」にて各事業者へ通知します。
- ・ 対象月の実績がない事業者については、通知は行いません。

7. 助成金交付後の各種取扱

(4) 助成金の請求について

- ・ 各事業者は、「助成金交付額確定通知書」受領後に請求書を提出することができます。
- ・ 月毎に請求書を発行（発送）するか、事業満了時に総額を一括で請求することも可能です。
- ・ 「請求書」は、当事業指定の様式となります。現在、市と事務局にて作成しており、追ってお知らせいたします。

(5) 助成金の交付について

- ・ 事務局は、適正な請求書を受領した日から30日以内に指定口座に助成金をお支払いします。
- ・ 各種報告書や請求書等に不備がある場合には、時間を要することがあります。

(6) 交付決定の取り消し

事務局は、必要に応じて参加事業者から報告を求め、または調査を行います。その結果、下記に該当することが判明した場合、交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。

- ・ 市および事務局が定める要綱やマニュアル、各種規定に違反した場合
- ・ 上記に反し不正な申請を行った場合
- ・ 「誓約書」、およびWEB申請における「誓約事項」に反する場合
- ・ その他、事務局が不相当と認めるもの。

(7) 助成金の返還

- ・ 上記事項に該当し、交付決定を取り消した場合、助成金の返還を命じることがあります。
- ・ 返還を命じられた事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに助成金を返還して下さい。
- ・ この規定は、助成金を交付した後でも適用となります。

函館市観光誘客促進事業
「はこだて割」事務局

0 1 3 8 - 8 7 - 6 1 6 4

メールアドレス：contact@hakodate-wari.com

- ※ 対応時間 : 平日 09:30~17:30
(土・日・祝日・振替休日は休業となります。)
- ※ 感染症拡大防止のため、問い合わせは電話・メールのみとさせていただきます。

はこだて割